

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	定期検査中、原子炉内の燃料をすべて取り出した後、制御棒の転倒防止用治具の移動作業を行っていたところ、燃料交換機の主マストが荷重異常を検知して停止したため、作業を中断した。今後、主マストを点検及び原因を調査	A	2月1日公表済 (PDF147KB)

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）出口温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
2	1号機	主タービンランド蒸気シール系ランド蒸気排風機（A・B）第一段Uシール水位計に汚れが認められたため、当該水位計を点検・清掃	D	
3	1号機	移動式粉末消火設備（タービン建屋地階タービン補機冷却系ポンプ（A）南側）設置表示灯用電線管が固定されていないため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉格納容器除湿冷却系膨張タンクの銘板に外れが認められたため、当該銘板を取付	D	
5	3号機	残留熱除去海水系ポンプ電動機軸受用潤滑油ポンプ（A1・A2）出口圧力計確認用アクリル製窓がすり傷や汚れのため確認出来ないため、当該窓を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系補給用窒素供給圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
7	4号機	タービン建屋地階高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（22）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
8	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥機冷凍機（A・B）点検において、冷却水量調整弁（2台）にシートパス及び冷媒膨張弁（1台）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-19）用駆動水入口弁に開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（A）空気圧縮機（No. 1）の起動操作において、起動後短時間（約20秒）で停止する事象が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	6号機	主タービンランド蒸気シール放射線モニタ用サンプリングポンプのフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
12	6号機	第4給水加熱器（B）給水安全弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理及び対応検討	C	
13	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過装置「逆洗空気圧力／出口導電率」記録計の保守用スイッチパネルシートに剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで